

駐輪場の概要等

		旭川駅前広場駐輪場			旭川駅高架下駐輪場			備考
施設概要	収容台数	900台			200台			駅前広場から1条通までの駐輪需要を収容
	利用対象	自転車			自転車及び原動機付自転車			原動機付自転車(高架下)は10台収容
	供用時間	午前5時から翌日の午前0時45分まで						JR旭川駅の営業時間と同じ, 時間外は施錠
	供用期間	毎年4月1日から11月30日まで						天候(積雪)状況による期間の短縮, 延長あり
	利用料金	無料(当面の間)						将来の有料化は検討課題
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者 2か所 (東西各1) ・利用者のみ 2か所 (南(駅舎側), 北(買物公園側) 各1) 計4か所 			<ul style="list-style-type: none"> ・自転車利用者 1か所 (駅南広場側) ・利用者 1か所 (JR通路連絡)計2か所 			<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場駐輪場は, GLより約1m低い半地下構造 → 出入口はスロープ ・駅前広場駐輪場の出入口のうち西側自転車利用者出入口(駅前交番横)については, 駅前広場の工事区域に面しているため, H25年度中の出入は不可
	照明	蛍光灯45W×62			LED52W×4			照明の点灯はタイマー制御(日没の約1時間前)
	その他	屋上は駐車場, 1階が駐輪場			JR北海道から敷地無償借受け			
維持管理等	整理清掃	1~2時間おきに巡回, 整理実施						シルバー人材センターに業務委託
	防犯対策	警備	<ul style="list-style-type: none"> ・開場→出入口解錠及び開放, 照明等の電源入れ ・閉場→場内点検, 照明等の電源切り, 出入口施錠 					警備業者に業務委託
		防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・7台設置 ・24時間録画 		<ul style="list-style-type: none"> ・2~4台設置(予定) ・24時間録画 			事故等の発生がなければ再生せず, 一定期間経過後消去
利用状況	利用台数	午前	午後	日平均	午前	午後	日平均	6/1~6/30の利用状況の平均
	上段:自転車台数	393台	421台	407台	145台	146台	145台	
	下段:利用率	43.6%	46.7%	45.2%	72.5%	73.0%	72.5%	
	最大利用状況	576台	676台	625台	180台	175台	177台	
		64.0%	75.1%	69.4%	90.0%	87.5%	88.5%	<ul style="list-style-type: none"> ※駅前広場 6/30(日)(買物公園大道芸フェス) ※高架下 6/28(金)

駐輪場供用開始後の路上駐輪対策の実施状況等

駐輪場への案内・誘導

- 1 駐輪場への案内サイン等の設置
買物公園 1 条通 - 宮下通間に
 - (1) 案内図等を街路灯の柱に設置 (6 か所)
 - (2) 路上駐輪禁止
 - ・路面表示 (4 か所)
 - ・サインタワー (8 基)
- 2 街頭での案内
 - (1) 路上駐輪をしようとする者に、
自転車整理作業員が口頭で駐輪場や自転車ラックの利用を案内
 - (2) 路上駐輪している自転車に、
駐輪場利用を勧奨する書面*1を取付け

*1

注意

ここに自転車を駐輪していると…
移動や撤去をすることがあります
駐輪場を利用してください



旭川市

買物公園等の路上での駐輪場への誘導案内

路上に駐輪しようとする者がいたら…

買物公園では自転車の駐輪はできません。駅前広場の駐輪場を御利用ください。

なぜ？

買物公園は歩行者専用道路です。道路に自転車を駐輪すると、歩行者の通行の妨げや危険です。自転車の駐輪は禁止されています。

去年まではここに駐輪していたが…ここに駐輪しているのはなぜなの？

この4月から駅前広場や高架下の駐輪場が利用できるようになりました。この駐輪場は、旭川駅から1条通までの区域の自転車を収容する目的で設置しております。

- ・駅前道路、路上に駐輪されていますと、自転車を移動することがあります。これからは、駐輪場を御利用くださいませよお願いいたします。
- ・駐輪している自転車についても、皆様と同じ駐輪場へ収めていただけるようお願いして参ります。

買物公園内には駐輪できませんので、お近くの自転車ラックに駐輪してください。(近づくラックを案内してください。)

※ 駐輪場や自転車ラックを御利用ください。御協力をお願いします。 無用なトラブルを避けるため、声をかけて離れてください。

- 3 高等学校への利用案内
市内の全高等学校に自転車利用等についての生徒指導依頼を実施
 - (1) 駐輪場の利用案内
場所、利用時間や期間などを記載した案内図の掲示
 - (2) 路上駐輪等の禁止
自転車駐輪の駐輪場利用、買物公園等の路上駐輪禁止の徹底



通学で自転車をご利用の皆様へ

平成25年4月8日(月)から
JR旭川駅前広場駐輪場がオープンします。(無料)



駐輪場案内図

新しい駐輪場の利用について

①買物公園は歩行者専用道路です。
道路に自転車を駐輪すると、歩行者の通行の妨げや危険です。自転車の駐輪は禁止されています。

②駅前道路、路上に駐輪されていますと、自転車を移動することがあります。これからは、駐輪場を御利用くださいませよお願いいたします。

③駐輪している自転車についても、皆様と同じ駐輪場へ収めていただけるようお願いして参ります。

④この4月から駅前広場や高架下の駐輪場が利用できるようになりました。この駐輪場は、旭川駅から1条通までの区域の自転車を収容する目的で設置しております。

⑤旭川駅から1条通までの区域の自転車を収容する目的で設置しております。

⑥駅前道路、路上に駐輪されていますと、自転車を移動することがあります。これからは、駐輪場を御利用くださいませよお願いいたします。

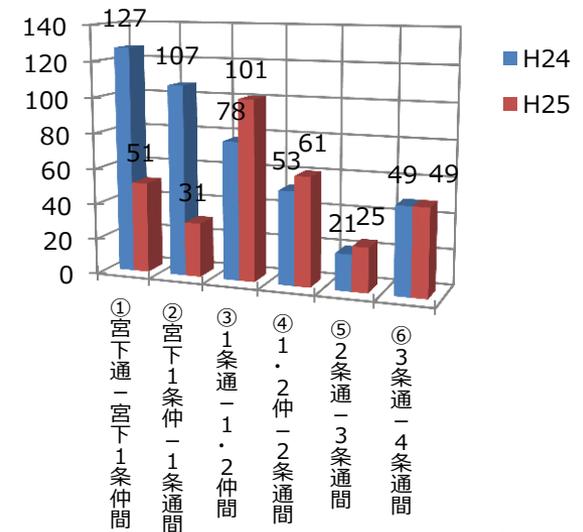
⑦駐輪している自転車についても、皆様と同じ駐輪場へ収めていただけるようお願いして参ります。

駐輪場の利用状況と買物公園の路上駐輪の状況

○6/1～6/30の自転車の平均駐輪台数

(単位：台)

場所/年度等		H24 駐輪場供用 開始前の状況	H25	増減	備考
駅前広場	ア 駅前広場仮設駐輪場 (196台収容)	182	-	-	H24年度のみ設置
	利用率	92.6%	-	-	
	イ 駅前広場駐輪場 (900台収容)	-	407	-	H25.4.8供用開始
	利用率	-	45.2%	-	
	ウ 高架下駐輪場 (200台収容)	-	146	-	H25.4.8供用開始
	利用率	-	72.8%	-	
エ 計 (ア+イ+ウ)	182	553	371	H24:196台	
利用率	92.6%	50.2%		H25:1,100台	
買物公園路上	①宮下通-宮下1条仲間	127	51	△76	
	②宮下1条仲-1条通間	107	31	△77	
	オ 宮下通-1条通間 計	234	82	△153	
	駅前広場から1条通までの駐輪自転車のうち路上駐輪自転車の割合	56.3%	12.9%	-43.5%	
	③1条通-1・2仲間	78	101	24	
	④1・2仲-2条通間	53	61	9	
	1条通-2条通間 計	130	162	32	
	⑤2条通-3条通間	21	25	5	
	⑥3条通-4条通間	49	49	0	
	合計	615	870	255	



※ 駐輪台数については、午前 (10:00) と午後 (15:00) の平均値

※ 上表中 に塗色した部分は、駐輪場の計画需要 (1,100台) の対象区域を表す。

駐輪場の供用開始後に市民から寄せられた意見等

意見

改善案

検討課題等

1 駐輪場について

- ・駐輪場の場所が買物公園からわかりにくい。
- ・場内が広く、出入口が複数あるため、駐輪した位置がわからなくなることがある。
- ・商業施設から遠く利用しづらい。

・利用しやすい駐輪場利用環境の創出
→ 一目で駐輪場とわかる表示
場内の柱に番号等を色分けして表示

・利用者が、距離等に関わらず駐輪場の利用をする動機付け等の施策の検討

2 買物公園での駐輪対策について

- ・何度も路上駐輪禁止と駐輪場利用を指導され、気分が悪い、行き過ぎた指導に感じる。
- ・買物の荷物を抱えて徒歩で駐輪場へ行くのは、高齢者等には体力的に難しい。
- ・同じ路上駐輪でも長期間駐輪されたままの放置自転車と買物などで短時間駐輪する自転車は全く別なもの
- ・自転車の利便性は、目的地の間近まで行けるところにあり、柔軟に路上駐輪を取り扱って欲しい。
- ・買物公園の放置自転車を撤去等することは必要だが、買物などでの短時間の駐輪は認めて欲しい。
- ・駐輪禁止区域の指定は、自転車のみを移動手段とする高齢者等の日常生活に支障が生じる。
- ・自転車の利便が損なわれないようにしなければ、買物公園の商店街を利用する者が減少し、衰退するのではないか。

・駐輪場の利用案内については、指導ではなくお願いであることを作業員へ徹底

・高齢者優先の自転車ラックの設置等検討（公開空地を活用）

・駐輪場の供用開始や誘導案内等により、路上駐輪は減少しており、現在の宮下通 - 1条通間の路上駐輪の多くは、駐輪時間の短いものとなっている。
→ 短時間の路上駐輪の取扱いの検討

・自転車の利便を確保するため、商業施設付近の自転車駐輪環境の整備
→ 施設管理者や近隣住民等の協力を得て、自転車ラックの設置に努める
・商店街や市民への影響を考慮した規制内容の検討

自転車の放置禁止区域の設定の可否について

自転車の放置禁止区域とは、

道路等の公共の場所における自転車の放置を防止することを目的に、あらかじめ一定の区域を指定して、この区域内において放置された自転車を撤去する区域のこと。

放置自転車の撤去は条例で取扱いを定めることが必要であり、禁止区域についてもこの条例で定める。

※ 放置自転車とは、駐輪場以外の場所に置かれ、自転車の利用者が直ちに移動できない状態にあるもの

放置禁止区域設定の目的

- ・規制による駐輪場への誘導
- ・放置自転車の撤去を行うことで、放置が生じにくい環境を形成

放置禁止区域設定の考え方

- ・駐輪需要に対応可能な駐輪環境が整備された区域
- ・放置自転車がが多く、歩行環境の改善が必要な場所

上記の要件を満たす場所について禁止区域を設定

放置禁止区域を設定すると市は、

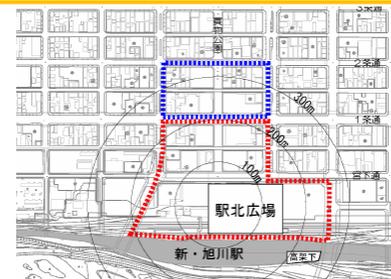
- ・放置自転車の調査、定期的な撤去
- ・撤去した自転車の保管
- ・自転車の所有者等に返還時費用徴収 などの実施

※ 自転車対策費用等の増加

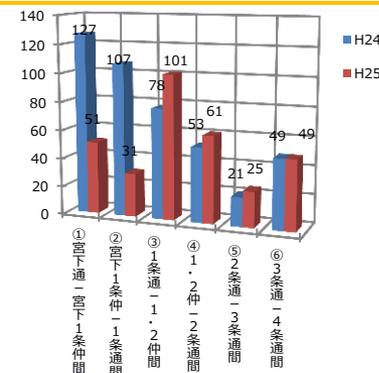
買物公園における路上駐輪はさらに減少、安全な歩行環境や良好な景観の確保が図られるが、

- ・禁止区域の周辺に路上駐輪が集中
- ・自転車での来街者数など商店街への影響 などが懸念される。

- ・駐輪環境の整備された宮下通から1条通までの区域を放置禁止区域として設定することを検討（右図の赤破線の区域）



- ・駐輪場の供用開始
- ・駐輪場への誘導案内等 により、宮下通 - 1条通間の路上駐輪は著しく減少している



放置禁止区域について

- 区域を設定した場合の
- ・区域周辺への影響
- ・商店街や市民への影響
- ・中心市街地活性化への影響
- ・実施に係る費用と効果

などの検討

放置自転車対策検討懇談会の開催計画

【趣旨】 買物公園及びその周辺における自転車の放置，路上駐輪の防止することにより

- 歩行者の安全確保
 - 良好な景観の保全
 - 中心市街地の活性化
- を図る

放置自転車対策検討懇談会

平成24年度

平成25年度

第1回（1月開催済）

- 駐輪場基本計画
 - ・ハード整備
 - ・ソフト対策
 - ・計画の進捗状況
 - ・今後の取組施策

第2回（5月→7月）

- 現地視察
 - ・駐輪場
 - ・放置発生箇所
- 論点整理
 - ・放置禁止区域（条例可否）
 - ・利用啓発等
 - ・その他の施策の検討

第3回（6月→8，9月）

- 施策の整理
 - ・条例内容
 - ・利用啓発等
 - ・役割分担
- 施策素案の検討

第4回（8月→9，10月）

- 施策のまとめ
 - ・実施時期，方法
 - ・条例骨子 など

事務局

- 駐輪場供用開始に向けた準備
 - ・案内板の設置
 - ・学校への周知
 - ・現地での案内・指導 など

- 課題の抽出
 - ・第2回懇談会での意見等
- 各種調査
 - ・駐輪台数調査
 - ・その他

- 条例事務局案の作成
- 対策事務局案の作成

条例を制定する場合

9～10月 条例素案のパブリックコメント実施 → 12月 議会提案

※ この計画は，現時点における案であり，開催月及び回数，会議の内容等については，今後変更等があり得るものである。